

彦根地域勤労者互助会給付金給付規程

(目的)

第1条 この規程は、彦根地域勤労者互助会（以下「互助会」という。）規約第4条第1項に規定する事業目的を達成するため、給付金の給付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(保険契約)

第2条 給付金の範囲は別表1のとおりとし、会員にその支払事由が発生したときに給付金を給付する。

2 別表1に掲げる給付金のうち、死亡保険金・障害保険金・傷病休業保険金・住宅災害保険金については、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会（東京都渋谷区代々木2-11-17 略称；全労済協会）を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険契約を締結して実施するものとし、互助会または互助会会員が当該保険の被保険者となる。

3 給付金の各支払条件等については、当該保険の普通保険約款および特約条項の規定によるものとする。

(給付申請)

第3条 会員に支払事由が発生したときは、所定の様式に別表2に掲げる関係書類を添えて、本部事務局へ提出するものとする。

(給付金給付認定基準)

第4条 給付金に関する認定基準は、別表3のとおりとする。

(効力)

第5条 給付金に関する効力は、会員加入を承諾した日（会員資格取得日）の午前0時から発生する。ただし、会費の納入その他の義務を怠っているときは、その効力を停止または喪失する。

(請求期間)

第6条 給付金の請求期間は、支払事由が発生した日から3年以内とする。

(虚偽の申請)

第7条 会員が虚偽の申請により給付金を受給した場合には、互助会会長は、直ちに給付金を返還させなければならない。

(異議の申立て)

第8条 給付金の申請者は、給付決定に関して異議のあるときは、1カ月以内に会長に異議を申し立てることができる。

(委任)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の彦根地域勤労者互助会共済金給付規程は、この規程の施行日以後に給付すべき事由が生じた共済金の給付に適用し、施行日前に給付すべき事由が生じた共済金の給付については、なお従前

の例による。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の彦根地域勤労者互助会給付金給付規程の規定は、平成26年4月1日以後に支払事由が生じた給付金の給付について適用し、同日前に支払事由が生じた給付金の給付については、なお従前の例による。

別表 1

自治体提携慶弔共済保険からの給付			
支 払 事 由		給 付 金	
死亡 保 険 金	疾病による死亡「会員」 (不慮の事故死亡および交通事故死亡を除く)	65歳未満	100,000 円
		65歳以上	50,000 円
	不慮の事故による死亡および交通事故による死亡「会員」		100,000 円
	配偶者死亡		30,000 円
	子死亡「実子・養子・継子およびこれらの配偶者」		20,000 円
	親死亡「実父母・義父母・養父母・継父母」		10,000 円
障 害 保 険 金	疾病による重度障害「会員」 (不慮の事故および交通事故を除く)	65歳未満	100,000 円
		65歳以上	50,000 円
	不慮の事故および交通事故による重度障害・後遺障害「会員」		最高 100,000 円
傷 病 休 業 保 険 金	休業30日以上 90日未満「会員」	10,000 円	
	90日以上「会員」	20,000 円	
住 宅 災 害 保 険 金	火災等による損害「会員」	最高	100,000 円
	自然災害による損害「会員」	最高	30,000 円

彦根地域勤労者互助会からの給付			
支 払 事 由		共 済 給 付 金	
祝 金	結婚祝金「会員」	20,000 円	
	子の出産祝金	10,000 円	
	子の小学校入学祝金	10,000 円	
	還暦祝金(満60歳)「会員」	10,000 円	
	退会餞別金(在会10年以上)「会員」	10,000 円	
	勤続祝金(10年)「会員」	3,000 円	
	勤続祝金(15年)「会員」	3,000 円	
	勤続祝金(20年)「会員」	5,000 円	
	勤続祝金(25年)「会員」	5,000 円	
	勤続祝金(30年)「会員」	5,000 円	
	勤続祝金(35年)「会員」	5,000 円	
勤続祝金(40年)「会員」	5,000 円		

別表 2

自治体提携慶弔共済保険からの給付

支 払 事 由		種 類	必要書類（下記参照）
死亡保険金	疾病による死亡 「会員」	労	①+②
	不慮の事故による死亡（交通事故死を除く） 「会員」		①+②+③
	交通事故による死亡 「会員」	労	①+②+④
	配偶者死亡	労	①
	子死亡「実子・養子・継子およびこれらの配偶者」	労	①
	親死亡「実・義・養・継」	労	①
障害保険金	疾病による重度障害 「会員」	労	①+⑤
	不慮の事故による重度障害・後遺障害 「会員」		①+③+⑤
	交通事故による重度障害・後遺障害 「会員」	労	①+④+⑤
傷病休業 保険金	休業30日以上90日未満 「会員」	労	①
	90日以上 「会員」		
住宅災害 保険金	火災等による損害 「会員」	労	①+⑥+⑦
	自然災害による損害 「会員」	労	①+⑥+⑦

彦根地域勤労者互助会からの給付

支 払 事 由		種 類	必要書類（下記参照）
祝	結婚祝金「会員」 「会員」	互	⑧
	子の出産祝金	互	
	子の小学校入学祝金	互	
	還暦祝金（満60歳） 「会員」	互	
	退会餞別金（在会10年以上） 「会員」	互	
	勤続祝金（10年） 「会員」	互	
金	勤続祝金（15年） 「会員」	互	⑧
	勤続祝金（20年） 「会員」	互	
	勤続祝金（25年） 「会員」	互	
	勤続祝金（30年） 「会員」	互	
	勤続祝金（35年） 「会員」	互	
	勤続祝金（40年） 「会員」	互	

※種類欄の 労 → 全労済協会、 互 → 彦根地域勤労者互助会

【必要書類】

- ①保険金請求書兼証明書(一括用) ②医師の死亡診断書または死体検案書(写し可) ③不慮の事故である証明書(写し可)
 ④交通事故である証明書(写し可) ⑤医師の後遺障害診断書(写し可) ⑥修理業者による見積書(写し可)
 ⑦関係官署の罹災証明(写し可) ⑧給付金請求書兼証明書(祝金用)

別表3

給付金給付認定基準

＜一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会（以下「全労済協会」という。）からの給付＞

1. 給付金の認定基準は、全労済協会が行う自治体提携慶弔共済保険の普通保険約款および特約条項の規程により、保険金支払いの手引きを準用する。

第1 死亡

「疾病による死亡」（会員）

1. 保険期間中に疾病を直接の原因として死亡した場合を対象とする。
2. 支払事由の確定日は死亡日とする。
3. 会員の年齢により給付金額が異なる。
4. 会員の年齢は、保険始期での満年齢をいう。
5. 給付金は、次の場合は支払わないものとする。
 - （1）保険期間中に疾病以外の原因（自殺・自然死等）により死亡した場合
 - （2）保険期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として死亡した場合
 - （3）会員の犯罪行為により死亡した場合
 - （4）給付金受取人の故意又は重大な過失により死亡した場合。ただし、その者が給付金の一部の受取人である場合は、給付金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限る。

「不慮の事故による死亡」「交通事故による死亡」（会員）

1. 保険期間中に発生した不慮の事故または交通事故による傷害を直接の原因とした死亡の場合を対象とする。
2. 支払事由の確定日は死亡日とする。
3. 事故日とは不慮の事故または交通事故による傷害が発生した日となり、この事故日が保険期間中である場合に対象とする。
4. 給付金の額は保険金額とする。
5. 給付金は、次の場合は支払わないものとする。
 - （1）会員の故意又は重大な過失により死亡した場合。
 - （2）会員の犯罪行為により死亡した場合。
 - （3）会員が法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故により死亡した場合。
 - （4）会員が酒に酔った状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故により死亡した場合。
 - （5）会員が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常運転ができないおそれがある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故により死亡した場合。
 - （6）会員が疾患、疾病により心神喪失の状態にいる間に生じた事故により死亡した場合。

(7) 給付金受取人の故意または重大な過失により死亡した場合。ただし、その者が給付金の一部の受取人である場合は、給付金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限る。

「配偶者の死亡」

1. 保険期間中の会員の配偶者の死亡を対象とする。
2. 支払事由の確定日は死亡日とする。
3. 配偶者とは、会員と戸籍上婚姻関係にある者又は内縁関係にある者をいう。ただし、内縁関係にある者に婚姻届出をしている配偶者がいる場合を除く。
4. 給付金は、次の場合は支払わないものとする。
 - (1) 会員の故意又は重大な過失により支払事由が生じた場合。
 - (2) 会員の犯罪行為により支払事由が発生した場合。

「子の死亡」

1. 保険期間中の会員の子の死亡を対象とする。
2. 支払事由の確定日は死亡日とする。
3. 子とは、会員の実子、養子、継子およびこれらの配偶者とする。会員の子には、妊娠7カ月以上経過したのちに死産した場合を含む。
4. 給付金は、次の場合には支払わないものとする。
 - (1) 会員の故意又は重大な過失により支払事由が生じた場合。
 - (2) 会員の犯罪行為により支払事由が発生した場合。

「親の死亡」

1. 保険期間中の会員の親の死亡を対象とする。
2. 支払事由の確定日は死亡日とする。
3. 親とは、会員及び配偶者の実父母、養父母、継父母をいう。
4. 給付金は、次の場合には支払わないものとする。
 - (1) 会員の故意又は重大な過失により支払事由が生じた場合。
 - (2) 会員の犯罪行為により支払事由が発生した場合。

第2 重度障害・後遺障害

「疾病による重度障害」

1. 保険期間中に疾病により重度障害となった場合を対象とする。
2. 支払事由の確定日は重度障害の状態の症状が固定した日とする。
3. 会員の年齢により、給付金額が異なる。
4. 会員の年齢は、保険始期での満年齢とする。
5. 給付金は、次の場合は支払わないものとする。
 - (1) 疾病を直接の原因とせず、加齢等を原因として重度障害となった場合。
 - (2) 会員の犯罪行為により重度障害となった場合。

(3) 給付金受取人の故意又は重大な過失により重度障害となった場合。ただし、その者が給付金の一部の受取人である場合は、給付金を支払わないのは、その者が受け取るべき金額に限る。

「不慮の事故による重度障害・後遺障害」「交通事故による重度障害・後遺障害」（会員）

1. 保険期間中に発生した不慮の事故または交通事故による傷害を直接の原因として重度障害、後遺障害となった場合を対象とする。
2. 支払事由の確定日は障害の状態の症状が固定した日とする。
3. 事故日とは不慮の事故または交通事故による傷害が発生した日となり、この事故日が保険期間中である場合を対象とする。
4. 給付金の額は不慮の事故および交通事故の死亡保険金額に該当の障害の等級に応じた割合とする。
5. 給付金は、次の場合は支払わないものとする。
 - (1) 会員の故意又は重大な過失により重度障害、後遺障害となった場合。
 - (2) 会員の犯罪行為により重度障害、後遺障害となった場合。
 - (3) 会員が法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故により重度障害、後遺障害となった場合。
 - (4) 会員が酒に酔った状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故により重度障害、後遺障害となった場合。
 - (5) 会員が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故により重度障害、後遺障害となった場合。
 - (6) 会員が疾患、疾病により心神喪失の状態にいる間に生じた事故により重度障害、後遺障害となった場合。
 - (7) 給付金受取人の故意または重大な過失により重度障害、後遺障害となった場合。ただし、その者が給付金の一部の受取人である場合は、給付金を支払わないのは、その者が受け取るべき金額に限る。

第3 傷病

1. 業務上、業務外の別を問わず、保険期間中に会員が傷病により次のそれぞれの日数以上を連続して休業した場合を対象とする。（営業日・休日を問わず連続して休業していた期間とする。）
2. 支払事由の確定日はそれぞれ30日目、90日目とする。ただし、休業となった最初の日が保険期間内にあることが必要であり、会員が保険始期の時点ですでに休業の状態にある時は対象としない。
3. 給付金の給付額は、次の休業日数に応じたいずれかとする。
 - (1) 休業30日以上90日未満
 - (2) 休業90日以上
4. 給付金は、事故日（休業開始日）の属する契約の給付金額を支払うものとする。
5. 連続して上記（1）（2）の休業をしたときの計算方法

(1) 同一傷病の日数

ア 連続休業の場合

30日以上	90日以上
-------	-------

* 30日・90日以上の支払

イ 10日以内の出勤があり、再休業した場合

休業25日	出勤10日	休業60日
-------	-------	-------

* 全日数(出勤日数含む)加算して、30日・90日以上の支払

ウ 11日以上120日以内の出勤日数で、再休業した場合

休業25日	出勤15日	休業45日	出勤15日	休業55日
-------	-------	-------	-------	-------

* 休業日数のみを加算して、30日・90日以上の支払

エ 120日を超える出勤日数があり、再休業した場合は、別の傷病とみなす。

休業35日	出勤125日以上	休業
* 30日以上の支払		* 新たに、休業日数計算をし、30日以上の休業より支払

(2) 同一傷病でないときの日数

ア 違う病気の場合は、勤務日数が1日であっても、新たに起算する。

休業30日	出勤1日	休業30日	休業92日
		* 30日以上の支払	* 90日以上の支払

イ 現在の傷病の途中で、他の傷病が発生した場合は、前の分は打ち切り新たに起算する。

現在の傷病休業35日	新たな傷病による休業30日以上・90日以上
* 30日以上の支払	* 30日・90日以上の支払

ただし、新たに起算した結果、前後とも休業日数不足により対象とならない場合は、前後の休業日を通算する。

6. 給付金は、次の場合には支払わないものとする。

- (1) 会員の故意又は重大な過失により傷害を被った、もしくは疾病に罹患し休業した場合。
- (2) 会員の犯罪行為により傷害を被った、もしくは疾病に罹患し休業した場合。

第4 住宅災害

「火災等」

1. 保険期間中に会員の居住する建物（貸間、店舗、作業場等の非居住部分除く）または建物に収容されている家財が火災等によって被害を被った場合を対象とする。
2. 支払事由の確定日は火災等の罹災日とする。
3. 火災等とは、火災、落雷、破裂・爆発、建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊、水濡れ、突発的な第三者の加害行為をいう。
4. 給付の額は、損害の程度に応じて、次に定める支払割合を保険金額に乗じて支払うものとする。
5. 損害の程度と支払割合
 - (1) 焼破損の割合 $= \text{損害額（再取得価格）} / \text{住宅の価格} \times 100$
 - (2) 建物・家財の50%以上を焼破損した場合 支払割合 100%
 - (3) 建物・家財の30%以上を焼破損した場合 支払割合 70%
 - (4) 建物・家財の20%以上を焼破損した場合 支払割合 50%
 - (5) 建物・家財の20%未満を焼破損した場合 支払割合 20%
6. 給付金は、次の場合には支払わないものとする。
 - (1) 会員の故意又は重大な過失により火災等が発生した場合。
 - (2) 会員の犯罪行為により火災等が発生した場合。
 - (3) 給付金の支払事由が、次のア・イを直接的な原因、あるいは間接的な原因として発生した場合。また発生原因がいかなる場合でもア・イにより損害が拡大した場合。
 - ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性
 - イ. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用

「自然災害」

1. 保険期間中に会員の居住する建物（貸間、店舗、作業場等の非居住部分除く）が自然災害によって被害を被った場合を対象とする。
2. 支払事由の確定日は自然災害の罹災日とする。
3. 自然災害とは、暴風雨、旋風、突風、台風、高潮、高波、洪水、なが雨、豪雨、雪崩、降雪、降雹、地震、津波、噴火をいう。
4. 床上浸水とは、床面以上に浸水（床下への浸水による損害を除く）し、そのための日常の生活を営むことができない状態をいい、床面以上に土砂が流入した状態を含む。
5. 給付の額は、損害の程度に応じて、次に定める支払割合を保険金額に乗じて支払うものとする。
6. 損害の程度と支払割合
 - (1) 損害の割合 $= \text{損害額（再取得価格）} / \text{住宅の価格} \times 100$
 - (2) 建物の70%以上を損壊した場合 支払割合 100%
 - (3) 建物の20%以上を損壊した場合 支払割合 50%
 - (4) 建物の20%未満を損壊した場合 支払割合 10%
 - (5) 床上浸水 損害の程度に関わらず一律支払割合 20%

7. 給付金は、次の場合には支払わないものとする。

(1) 給付金の支払事由が、次のア・イを直接的な原因、あるいは間接的な原因として発生した場合。また発生原因がいかなる場合でも、ア・イにより損害が拡大した場合。

ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性

イ. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用

<彦根地域勤労者互助会からの給付>

第5 祝金

「結婚祝金」

1. 共済期間中の会員の結婚を対象とする。
2. 支払事由の確定日は婚姻日（役所に届け出た日）とする。
3. 結婚とは、会員本人を対象とした法律上の婚姻をいい、内縁関係は除く。
4. 結婚1回につき給付金を支払う。

「子の出生祝金」

1. 共済期間中の会員の子の出生を対象とする。
2. 支払事由の確定日は子の出生日とする。
3. 出生とは、会員と配偶者（内縁関係を含む）との間に生まれた子の出生をいう。ただし、出生して14日以内に死亡した場合は、死亡と認定し、出生祝金は支給しない。

「子の小学校入学祝金」

1. 共済期間中の会員の子の入学を対象とする。
2. 支払事由の確定日は子の小学校入学日とする。
3. 入学における会員の子とは、会員と生計を一にする会員の実子、養子、継子とする。ただし、会員が扶養している子に限る。

「還暦祝金（満60歳）」

1. 共済期間中の会員が満60歳を迎えた場合を対象とする。
2. 支払事由の確定日は満60歳の誕生日とする。

「退会餞別金」

1. 共済期間中に会員が、互助会の会員となってから連続して10年以上の在会期間を経過して退会する場合を対象とする。
2. 支払事由の確定日は、互助会からの退会日とする。
3. 退会には、死亡による退会は除くものとする。

「勤続祝金」

1. 共済期間中に会員が従事する事業所の事業主および従業員となってから、次の勤続期間を迎えた場合を対象とする。
 - (1) 勤続10年
 - (2) 勤続15年
 - (3) 勤続20年
 - (4) 勤続25年
 - (5) 勤続30年
 - (6) 勤続35年
 - (7) 勤続40年
2. 支払事由の確定日は該当する勤続期間の応答日とする。
3. 勤続期間とは、会員が同一事業所に連続して勤務した期間をいう。また会員が事業主の場合は、同一事業を営んだ期間とする。